PFI事業における指定管理者制度の進め方確認

指定管理者制度導入のための指針(抜粋)

- Ⅲ 指定管理者の選定等の基準
- 1 選定と公募の基準

選定および公募については、次のグループに類型化のうえ、各施設ごとに 実施する管理運営の再点検の結果を踏まえて行うこととする。なお、いずれ の場合も施設設置の目的を最も効果的にかつ安定的に達成できると認めた ものとする。

- ① 施設の性格および設置目的等に照らし、管理を代行する者を特定することが必要な施設については、指定管理者に該当すると認められる者を公募せずに選定する。
 - ・PFI活用により、一定期間管理運営をするものを指定する場合
 - ・地域人材の活用など合理的な理由がある場合
 - ・専門的かつ高度な技術を有するものが客観的に特定される場合



PFI 事業については非公募で選定することを明記

非公募施設については、宇治市指定管理者の指定の手続等に関する条例第4条 第2項のただし書きにより、選定委員会へ諮問しない。



指定管理者制度導入のための指針(抜粋)

2 指定期間

指定期間は、新規指定の場合は4年間、継続指定の場合は5年間を基本とする。

PFI事業期間と指定管理期間を整合させて設定する。



指定管理者の指定

(利用料金制度について)

PFI法等制度の目的・趣旨の実現にあたって必要な施設である場合は、積極的に利用料金制を導入する。